

意見書

平成27年11月17日

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成27年11月17日に開催した平成27年度第6回三重県公共事業評価審査委員会において県より、港湾事業1箇所、海岸高潮対策事業2箇所、および街路事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 港湾事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

つまつさかこう にえざきちく
506番 津松阪港（贄崎地区）

当該箇所は、平成14年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

(2) 海岸高潮対策事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

きのもとこうかいがん
507番 木本港海岸

みはまちくかいがん
508番 御浜地区海岸

507番については、平成4年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

508番については、昭和62年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

(3) 街路事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

あいかわこべきぼしせん
509番 相川小戸木橋線

509番については、平成9年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、506番、507番、508番及び509番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、509番については、交通渋滞等あらたに発生した課題について、地域住民や関係機関等と密接に連携して協議し解決に努められたい。

今後、同様の街路事業については、定性的な効果についても検証を行い事業効果について分かりやすい説明に努められたい。